契 約 変 更 理 由 書

神 戸 市

工　　事　　名	長田楠日尾線（下沢通）電線共同溝整備工事（その４）

契約変更後の工事概要

工事延長　L=493m (4 工区 L=195m，3 工区 L=298m)
電線共同溝工(4 工区) N=1 式,道路復旧工(4 工区) N=1 式
道路付属施設工(4 工区) N=1 式
道路復旧工(3 工区) N=1 式

≪設計変更の理由≫

1. その 4 工区における残置汚水管の撤去について、管路更生された汚水管であることが判明したため、撤去工および撤去管・更生管分別作業等が増工となる。

2. 既設の乗入れ部の構造について、縁石形状が旧基準（B2 型）のものであったが、歩道舗装の復旧に合わせて現行基準に沿った縁石形状（B3 型）に更新する必要が生じたため、街渠工が増工となる。

3. その他、数量の増減については、現地精査による。